

第84号 平成29年7月25日発行

衛生検査所業

規約の遵守で 正常な商慣習を

公取協ニュース

編集・発行

衛生検査所業
公正取引協議会

東京都千代田区紀尾井町3番27号
剛堂会館ビル3階

TEL & FAX (03) 3263-2440

平成29年度通常総会を開催 - 福岡 -

衛生検査所業公正取引協議会の第33回通常総会が、去る5月19日（金）、福岡市の『ホテルオークラ福岡』において、日本衛生検査所協会の定時総会に引き続き盛大に開催された。同総会では、平成28年度事業報告・決算報告、平成29年度事業計画案・予算案等の議案に続き、役員改選期になることから新役員案も上程され、それぞれ提案のとおり承認された。



総会の議長には吉松淳次九州地区協議会代表幹事（リンテック）が選任され、議事審議が行われた。

【議事審議の概要】

第1号議案 平成28年度事業報告及び決算報告に関する件

事務局が平成28年度事業報告及び決算報告について説明を行った後、東俊一監事から監査報告が行われ、提案のとおり承認された。

第2号議案 平成29年度事業計画案及び予算案に関する件

事務局が平成29年度事業計画案及び予算案について説明。事業計画案では、規約違反の未然防止のための研修会の開催や定期調査の実施など従来の事業のほか、規約の逐条解説及びこれまで個々に整備してきた「規約遵守状況調査



総会で挨拶する江川会長

マニュアル」、「Q & A」、「公取協運営規則」を取りまとめた「公正競争規約解説書・諸規程集」を発行し、更に規約への理解

を深めていくなどの新規事業についても提案され、いずれの事業についても提案のとおり承認された。

第3号議案 役員選任に関する件

事務局が、本年度は役員改選期にあたり、新たな役員選任が必要であると説明。従来から、公取協の役員は、基本的には母体となっている日衛協の役員に合わせるとの方針の下で選任してきているところであり、今回も日衛協の役員に一部公取協のみの役員を追加する形で選任することについて提案説明し、提案のとおり承認された。任期についても日衛協と同様に、平成30年5月の通常総会終結時までとした。新役員名簿は3面に掲載。

すべての議案審議が終了し、久川芳三副会長が閉会の挨拶を述べ総会を閉幕した。

公正取引委員会 南九州事務所長が祝辞



公取九州事務所の南所長挨拶

公正取引協議会の第33回通常総会が、「沖ノ島」の世界遺産登録で話題となっている西の地・福岡市に334名が集い開催された。

総会には、公正取引委員会から九州事務所の南 雅晴所長及び取引課の中原宏史朗取引第二係長が来賓として出席し、南所長が祝辞を述べ、衛生検査所業界に期待を寄せた。

来賓挨拶を行った南所長は、「今更申すまでもなく、医療は我々の生活にとって必要不可欠なものであります。そして、迅速かつ高精度な検査データは、医療の質・内容を左右する大変重要なものです。

これを担う衛生検査所業界の今後の発展が期待されており、そのためには取引の適正化が図られていることが不可欠であります。」と述べ、「衛生検査所業公正取引協議会においては、厳正かつ迅速な公正競争規約の執行を通じ、又、会員の皆様においては、公正競争規約の遵守を通じて、衛生検査所業界に係る取引の適正化に努めていただいていることに感謝申し上げます。協議会の益々の発展と会員の皆様の益々のご健勝を祈念します。」と期待を寄せ、挨拶した。



◇◇ 平成 29 年度事業計画 ◇◇

第33回通常総会において平成29年度事業計画が、提案の通り承認された。

衛生検査のデータは、一般消費者（患者）に提供される医療サービスの内容を左右する重要な要素の一つであることに鑑み、会員が一丸となって規約の遵守を徹底し、公正な競争の維持・促進を通じて医療サービスの健全な発展に寄与していくことが求められている。

こうした中であって、今年度は、医療機関はもとより一般消費者からの信頼を高めていくために、また、規約の遵守が経営の健全化に寄与することからも、規約が当業界の正常な商慣習として定着することを目指して、次の諸活動を中心に取り組んでいく。

1 研修会の実施等、規約違反の未然防止への積極的取組

- (1) 会員向け研修会・説明会の実施
- (2) 個別事前相談への対応

2 規約違反事案等に対する調査・措置等

- (1) 定期調査の実施（8月1日開始予定）
- (2) 随時調査の充実

3 会員向けの広報活動

- (1) 会員向けの「公正競争規約解説書・諸規程集」を作成・配布し、説明会においても活用
- (2) 公取協ニュースの発行
- (3) 公取協ホームページの充実
- (4) F A Q (Q & A 集) の拡充

4 対外的な広報活動等

ホームページの拡充、医療関係の業界誌等への広告掲載等を通じて、医療機関、非会員等へ規約の周知徹底

5 関係省庁及び他団体との連携

消費者庁、公正取引委員会及び厚生労働省との連絡を密にするとともに、医療関係4公取協の連携を図ることにより規約の適正な運用

6 独占禁止法を遵守した公正な競争の促進
7 組織の拡大・強化

▽▲▽▲ 公正取引協議会役員名簿 (平成29年度) ▲▽▲▽

平成29年5月19日～平成30年5月総会

役職	氏名	所属
会長	江川 洋	(株)シー・アール・シー
名誉会長	伊達 忠一	札幌臨床検査センター(株)
副会長	※ 上岡 千介	(株)LSIメディエンス
副会長	久川 芳三	(株)保健科学研究所
副会長	近藤 健介	(株)ビー・エム・エル
副会長	櫻井 芳明	(公社)宮城県医師会
副会長	田澤 裕光	(株)エスアールエル
副会長	※ 松原 宣正	(株)ファルコバイオシステムズ
専務理事	※ 金村 茂	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	※ 近藤 功治	衛生検査所業公正取引協議会
常務理事	吉武 三男	衛生検査所業公正取引協議会
理事	相徳 正俊	(株)兵庫県臨床検査研究所
理事	※ 砂金 悟	(株)エスアールエル
理事	大藪 正樹	(一社)京都微生物研究所
理事	岡内 伸介	(株)四国中検
理事	久川 聡	(株)保健科学研究所
理事	※ 楠 智	(株)LSIメディエンス

役職	氏名	所属
理事	※ 久米 大輔	(株)キューリン
理事	小林 仁	(株)江東微生物研究所
理事	佐守 友博	(株)日本食品エコロジー研究所
理事	下川 絹次郎	(株)サンリツ
理事	竹林 伸二	(株)大阪血清微生物研究所
理事	田中 雅和	(株)京浜予防医学研究所
理事	近本 陽一	(株)福山臨床検査センター
理事	寺岡 重樹	(株)メディック
理事	橋本 充	(株)江東微生物研究所
理事	※ 東 俊一	(株)エスアールエル
理事	平田 隆志	(株)北陸シーピーエル
理事	広田 周一	(株)近畿予防医学研究所
理事	横山 強	(一財)総合保健センター
理事	吉松 淳次	(株)リンテック
監事	※ 新井 孝志	(株)日本医学臨床検査研究所
監事	大堀 春夫	(株)江東微生物研究所
監事	早川 吏	(株)早川予防衛生研究所

※は新任

<理事:31名、監事3名>

久川副会長 内閣府消費者担当大臣表彰を受賞

衛生検査所業公正取引協議会の久川芳三副会長（株式会社保健科学研究所代表取締役社長）が、内閣府消費者担当大臣から「景品表示適正化功績者」として表彰を受けた。表彰式は、6月12日、東京霞が関の霞が関ビルの「東海大学校友会館」で行われた一般社団法人全国公正取引協議会連合会の定時総会に引き続き開催され、松本純大臣から表彰状の授与が行われた。

久川氏は、公正取引協議会の母体となっている一般社団法人日本衛生検査所協会の各種役員を務めるとともに、長きに亘って公正取引協議会の理事、運営委員長、副会長、関東甲信越地区協議会会長として、公正競争規約の積極的、適切な運用を主導し、衛生検査所業界における適正な商慣行の確立に尽力してきた功績が認められ、今回の受賞になった。



松本大臣から表彰状を授与



受賞者を囲んでの記念写真

◆ ◆ ◆ 公取協連合会の総会開催 ◆ ◆ ◆

全国78の公正取引協議会で構成される一般社団法人全国公正取引協議会連合会の平成29年度定時総会が、6月12日、東京霞が関の霞が関ビルの「東海大学校友会館」において開催された。

今年度は、役員改選が行われ、布施孝之氏（ビール酒造組合代表理事）が新会長に選任されるなど、予定の議題が滞りなく承認された。

来賓として出席した消費者庁の大元表示対策課長からは、景品・表示については消費者の関心も高く、迅速処理を心掛けている。公取協の皆様には違反行為の未然防止に努めて

いただいている。景品表示法を運用する上で公取協の活発な活動が欠かせない。また、公正取引委員会の岩成取引企画課長からは、公正取引に関する法令の普及、遵守についての活動も引き続きお願いしたい。などと連合会及び会員公取協の活動に期待している旨の挨拶があった。

総会終了後、消費者庁による景品表示適正化功績者の表彰式に移行した。

表彰は、規約の適正な運用を通じて、景品表示法の目的達成に顕著な功績があった者に授与されるものであり、今年度は、2公正取引協議会と公取協役員3名に対して、松本純内閣府特命担当大臣から表彰状が授与された。



78公取協が参集した連合会総会

景品表示法違反事件処理状況

○平成28年度（6月30日 消費者庁発表より作成）

事件の内容	消費者庁による処理			都道府県による処理
	措置命令	指 導	合 計	措置命令
表示事件	27 (13)	127 (150)	154 (163)	1 (3)
景品事件	0 (0)	11 (28)	11 (28)	0 (0)
合 計	27 (13)	138 (178)	165 (191)	1 (3)

注 ①消費者庁長官及び都道府県知事は、景品表示法に違反する事実があると認めるときは、行為の差し止め、一般消費者の誤認を排除するための措置、再発防止のための措置などを命じる「措置命令」を行う。また、措置命令を行うに足る事実が認められなかった場合であっても、違反する疑いがあるときは是正措置をとるよう「指導」している。

②「指導」の「表示事件」と「景品事件」の分類は推計。()内は平成27年度。

○主な事例

過大景品について措置命令が行われた事案はないので、不当な表示についての措置命令の概要を次のとおり例示する。なお、本件の違反行為者は、一般社団法人自動車公正取引協議会の会員であるが、消費者庁が景品表示法違反として直接処理したケースである。また、平成28年4月1日から不当な表示行為について課徴金納付命令を行うという改正景品表示法が施行され、本件はその課徴金納付命令第1号となった事案である。

(ア) 事実の概要

三菱自動車工業(株)は、ディーラーを通じて「ミラージュ」と称する小型自動車2商品、「RVR」と称する普通自動車4商品、「パジェロ」と称する普通自動車3商品、「デリカD:5」と称する普通自動車16商品及び「アウトランダーPHEV」と称する普通自動車4商品を一般消費者に販売するにあたり、

例えば、「ミラージュ(XTHX, G, 二輪駆動)」と称する小型自動車について、遅くとも平成28年4月1日から同年8月30日までの間、ディーラーを通じて配布したカタログ及びウェブサイトにおいて、「JC08モード燃料消費率(国土交通省審査値)25.4km/L」と記載することにより、あたかも、国が定める試験方法に基づく燃費性能は「25.4km/L」であるかのように示す表示をしていた。

実際には、当該表示された燃費性能は、国が定める試験方法に基づくものとはいえないものであって、燃費性能として表示できる上限は、「24.0km/L」であった。

(イ) 命令の概要

①対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに、再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

②今後、同様の表示を行わないこと。

本件措置命令と同時に、上記29商品のうち26商品を対象とする4億8,507万円の課徴金納付命令も行われた。

平成28年度独占禁止法違反事件処理状況

(平成29年6月7日 公正取引委員会発表より作成)

○排除措置命令等の状況

独占禁止法違反を認定して排除措置命令を行ったものは11件であった。違反行為類型、及び課徴金納付命令金額は以下のとおりである。

行為類型		排除措置命令等	課徴金額(罰金調整後)
私的独占		0件	0万円
カルテル	価格カルテル	1	2,461
	入札談合(官公需)	5	839,628
	受注調整(民需)	3	72,212
不公正取引	再販売価格の拘束	1	—
	拘束条件付取引	1	—
合計		11	914,301

この他に、違反を認定したが、特に排除措置を命ずる必要がないとしてその旨公表して審査を終了したものが1件、また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかったが、違反の疑いがあるとして警告・公表を行ったものが10件ある。

○不当廉売事案の状況

酒類、石油製品、家電製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対しては、ガイドラインに基づき迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして「注意」したものが1,155件あり、その内訳は次のとおりである。

業種	酒類小売業	石油製品小売業	家電製品小売業	その他	計
注意件数	420	732	1	2	1,155

○参考事例【警告事案】

ア 義務教育諸学校で使用する教科書の発行者9名が、それぞれ、小学校用教科書又は中学校用教科書に関して、その選択に関与する可能性のある教員等に対し、金銭や中元・歳暮等を提供し、また、懇親会を催して酒類・料理等を提供することにより、正常な商慣習に照らして不当な不利益をもって、競争者の顧客を自己と取引するように誘引していた疑い。(不公正な取引方法に該当する疑いで9名に対して警告)

イ 前記警告に関連して、今後、一般社団法人教科書協会の会員が同様の行為を行わないよう、同協会に対し、次の事項を要請した。

- ① 協会が策定中の「教科書発行者行動規範」の内容について、公正取引委員会と十分協議すること。
- ② 協会による「教科書発行者行動規範」の策定後の周知方法及び遵守状況に係る監査方法について、公正取引委員会と十分協議すること。

(編注) 小中学校で使用する教科書の購入者は国であるが、どの教科書を使用するかは、市区町村の教育委員会等の採択権者が決定する。教育委員会の採択決定は選定委員会への諮問・答申などを経て行われ、これらの委員会の委員には教員等が就任している。

教科書の実際の購入者ではない、採択に関与する可能性のある教員等に景品類を提供したことが問題になった本件ケースは、衛生検査所業界で運用している公正競争規約による医療機関への景品規制と類似のケースと考えられる。

Q & A

Q1

当医院は、採血は注射器で行い、その後抗凝固剤等の入っている真空管容器に分注している。この場合の真空管容器は、人体から採血するためではなく、分注後の検体を輸送・保管するためのものだから、無償提供が可能な容器に該当するのではないか。

A

施行規則第2条別表では、「汎用管(除く真空管)」とされており、真空採血管のように採血機能を兼ねた容器は、無償提供ができないものに分類されています。したがって、実際の使用方法にかかわらず、真空採血管は、採血機能を兼ね備えていることから、無償提供ができないものになります。

なお、「分離用管(血清、血漿用)」、「滅菌スピッツ(透明プラスチック)」、「トランスポート培地管」などは、輸送専用容器であることから無償提供してもよいものになっています。

Q2

市町村の発注する「検診」の取引における真空採血管等の無償提供も問題になるのか。

A

公正競争規約では、「事業者は、医療機関等に対し、衛生検査の取引を不当に誘引する手段として、景品類を提供してはならない。」と規定し、「医療機関等」とは、医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設その他衛生検査を委託するものをいい、これらの役員、医療担当者その他従業員を含む。」と定義しています。

したがって、対象となる医療機関等には、実際に診療行為を行う医療機関だけではなく、「検診」に関して衛生検査を発注する市町村も対象になり、真空採血管等を無償提供すれば公正競争規約に違反することになります。

編集後記

ある日刊紙の社説に、「サービスの付加価値を上げるには」とのタイトルで、「運送業界で、現在はトラック運転手が無料で引き受けることも多い荷物の積み下ろしなどを有料化する動きが広がりつつある。付加的なサービスを有料で提供し、従業員一人一人が生み出す利益の増加につなげる狙いだ。」

「こうしたサービスの価値は運賃に十分反映されておらず、低収益・長時間労働を生んできた。附帯業務には高い価値を生んでいるサービスも多い。現場での作業やコストを整理点検し、付加価値を生んでいると判断すれば有料化を求めていくべきだ。現場の仕事を「見える化」し、価値を生む仕事からはきちんと対価を得ることが必要になる。人手不足に悩む運送業界の試みは、その試金石になるのではないか。」との論調がある。

衛生検査所業界においても、検査受注に附帯する検査前工程の処理、検体の夜間緊急集配等で同じようなことが見受けられる。仕事の「見える化」を図り、付加価値のあるものについては契約上明確にしていくことが必要ではないか。(吉)